



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県法規集掲載事項)

○ 公安委員会規則

*14 和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則

○ 告示

- 944 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (NPO協働推進課)
- 945 " (")
- 946 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健総務課)
- 947 生活保護法による施術機関の指定(")
- 948 救急病院の認定 (医務課)
- 949 日置川土地改良区の定款附属書役員規程の変更 (農村計画課)
- 950 道路の位置の指定 (都市政策課)

○ 公告

平成18年度「就職基礎能力速成講座事業」業務委託コンペティション実施に係る事前説明会の実施 (雇用推進課)

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第14号

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年7月25日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察本部組織規則(昭和29年和歌山県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第8条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第944号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年9月5日まで縦覧に供する。

平成18年7月25日

和歌山県知事 木村 良 樹

1 申請年月日

平成18年7月5日

2 名称

特定非営利活動法人きのくに福祉会

3 代表者の氏名

小西一夫

4 主たる事務所の所在地

岩出市根来588番地の7

5 定款に記載された目的

この法人は、「地域とともに」をスローガンにすべての人々に対して介護、福祉、人材育成に関する事業を行い地域福祉に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第945号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年9月10日まで縦覧に供する。

平成18年7月25日

和歌山県知事 木村 良 樹

1 申請年月日

平成18年7月10日

2 名称

特定非営利活動法人豊龍山戦没者墓苑奉仕会

3 代表者の氏名

舟津文雄

4 主たる事務所の所在地

有田市箕島33番地の1

5 定款に記載された目的

この法人は、有田市宮崎町、妙見山の通称「無縁さん」に葬られている3736柱の無縁戦没英霊を無宗教にて供養するとともに、地域住民及び全国民に対して、その存在を知らしめ、戦争の悲惨さを訴えることにより、世界平和に寄与すること、及び、国が東京に千鳥ヶ淵戦没者墓苑を設置するに先駆けて故則岡豊松氏が国より無縁戦没者遺骨を預かり、その供養を依頼された経緯にかんがみ、関西の千鳥ヶ淵たる当地の戦没者墓苑を整備、保全し、地域の誇る文化遺産としてまちづくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第946号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年7月25日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	名称	所在地	指定年月日
海南医98-18	中井内科医院	海南市黒江1の284	平成18.6.1

和歌山県告示第947号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年7月25日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	名称	所在地	指定年月日
岩柔2-18	ふじもと鍼灸整骨院	岩出市中黒438-1	平成18.7.3

和歌山県告示第948号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき、救急病院を次のとおり認定した。

平成18年7月25日

和歌山県知事 木村良樹

名称	所在地	有効期限
財団法人白浜医療福祉財団白浜はまゆう病院	西牟婁郡白浜町1447番地	平成21.6.29

和歌山県告示第949号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、日置川土地改良区の定款附属書役員選任規程変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成18年7月25日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第950号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年7月25日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル

2870	紀の川市貴志川町上野山字北畑215番の一部、紀の川市貴志川町鳥居上ノ段124番の一部、125番の一部、126番の一部	和歌山市太田479番地3株式会社幸福建設代表取締役金沢公英	平成18.7.13	6.00 5.00	58.70 50.94
------	--	-------------------------------	-----------	--------------	----------------

公 告

公 告

平成18年度実施予定の「就職基礎能力速成講座事業」の実施に係る業務委託について、コンペティション方式により委託業者の選定を行うに当たり、参加希望者に対する事前説明会を実施する。

平成18年7月25日

和歌山県知事 木村良樹

1 概要

(1) 委託業務名

平成18年度就職基礎能力速成講座の実施業務

(2) 業務内容

若年求職者を対象とした就職基礎能力の習得を図るための講座の実施

(3) 委託費

講座受講生1人につき、上限額20千円

(4) 説明会の開催日時及び場所

平成18年8月7日(月)午後2時から

和歌山県水産会館4階 第1会議室、第2会議室

(参加者多数の場合、時間及び場所を変更することもある。)

(5) コンペティションの実施方法(予定)

ア 参加申出書及び企画書の提出(1次審査)

参加申出書及び企画書の提出期間は、平成18年8月8日(火)から平成18年8月25日(金)までの午前9時から午後5時までの間(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)

イ プレゼンテーション(審査会)

(ア) 企画書に対してプレゼンテーションを実施する。

ただし、企画書のみによる事前審査を行う場合もある。

(イ) プレゼンテーションでは、企画書の内容確認及び説明ヒアリングを実施する。

(ウ) プレゼンテーションの日程、場所等は、別途通知する。

(6) 契約予定期間

平成18年10月から平成19年3月末まで

(7) 留意事項

事前説明会に参加していない者がコンペティションに参加することはできないものとする。

2 事前説明会参加の手續等に関する事項

(1) 担当課室

郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県商工労働部労働政策局雇用推進課
電話番号 073-441-2807 (直通)
FAX 073-422-5004 (直通)

(2) 事前説明会参加のための手續

事前説明会への参加を希望する者は、参加申出書を作成の上、提出することとする。

(3) 参加申出書の交付

ア 交付期間

公告の日から平成18年8月4日(金)までの間の午前9時から午後5時までの間(土曜日、日曜日及び休日を除く。)

イ 交付場所

2の(1)と同じ。

ウ 交付方法

交付場所において交付する(郵送等による交付は行わない。)

(4) 参加申出書の提出方法

ア (3)のアと同じ。

イ 提出方法

2の(1)記載の場所に持参すること。

3 事前説明会への参加の資格要件に関する事項

事前説明会に参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者

(4) 税金を滞納していない者

(5) 県内に本店、支店若しくは営業拠点を有する者又は和歌山県内に事業所を有しない者にあつては、参加を希望する場合、雇用推進課職員の求めに応じて速やかに県庁に来訪することが可能な者

(6) 平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間、国、地方公共団体、又は民間企業等から、人材育成を目的とした講座等の事業を受託し、企画及び実施業務に係る契約を締結し、確実に履行した実績のある者